

いわき市議会議長 菅 波 健 様
いわき市長 清 水 敏 男 様

いわき市監査委員 木 村 清
同 佐 藤 博
同 佐 藤 和 良
同 赤 津 一 夫

定期監査等の結果に関する報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき監査を執行したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出する。

なお、平成 28 年 9 月 30 日に岩井孝治監査委員及び小野邦弘監査委員が退任し、平成 28 年 10 月 5 日に佐藤和良監査委員及び赤津一夫監査委員が就任した。

1 監査の対象 都市建設部

2 監査実施期間 平成 28 年 9 月 15 日から平成 28 年 12 月 20 日まで

3 監査の範囲

平成 28 年 4 月 1 日から平成 28 年 7 月 31 日までに執行された財務に関する事務等について、次の項目が適正かつ効率的に行われているかを監査した。

- (1) 予算の執行
- (2) 収入事務
- (3) 支出事務
- (4) 契約事務
- (5) 財産管理事務
- (6) その他

4 監査の方法

部長以下関係職員の出席のもと、あらかじめ提出を求めた資料により、事務事業の概況について説明を受けるとともに、質問する等により事情聴取を行った。

また、提出された資料と書類・諸帳簿等を主体として照合し、検討を加え、必要に応じ関係職員に質問する等の手法により実施した。

5 監査の結果

財務に関する事務等の処理状況は、おおむね適正であると認められたが、次のとおり一部に改善を要する事項及び検討を要する事項が認められたので、内容を十分把握し、それぞれ必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

なお、事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、監査執行の際、口頭で留意又は改善を促した。

<是正改善を要する事項>

1 収入事務（その1）

土地境界に関する調査証明手数料に係る収入事務において、手数料の算定に誤りのある例が認められた。

（公園緑地課）

※ 土地境界に関する調査証明手数料は、市手数料条例の規定に基づき、1境界を1件とし、1件につき250円納付することとされている。また、その件数については、境界確定事務を行う関係各部で策定された境界確定事務取扱要領に基づき算定することとされており、同要領では1境界とは1筆と1筆の土地の境であることを基本とした取扱いとなっている。

公園敷地における境界確定事務においては、3境界を調査し3件分として750円と算定しなければならないところを1件分として250円と算定していた。

いわき市手数料条例

（手数料の額等）

第2条 手数料の種類及び額は、別表のとおりとする。

（手数料の納付）

第3条 手数料は、申請の際納付しなければならない。ただし、証明書、謄本、抄本及び写しについては、交付を受ける際納付するものとする。

2 既に納付した手数料は、還付しない。

別表（第2条関係）

種類	手数料の額 (1件につき)	件数区分
公租に関する証明	円 250	1年度、1税目に関する事項を1件とする。
土地、家屋、償却資産に関する証明	250	土地については、3筆までを1件とし、家屋については、家屋番号1号（未表示家屋については1棟）を1件とし、償却資産については、1物件を1件とし、1筆、1号、1物件を増すごとに50円を加えた額とする。
<u>土地境界に関する調査証明</u>	<u>250</u>	<u>1境界を1件とする。</u>
消防に関する証明	250	1通を1件とする。
その他の証明	250	1通を1件とする。
固定資産課税台帳、土地名寄帳、家屋名寄帳又は地籍図の閲覧	250	1枚を1件とする。ただし、地籍図については、1字を1件とする。
その他の公簿、公文書又は図面の閲覧	250	1種類1回を1件とする。

境界確定事務取扱要領

【手数料の額について】

- ・ いわき市手数料条例第2条の別表、「土地境界に関する調査証明」により、1境界を1件とし、1件につき250円を徴収する。
- ・ 1境界とは、1筆と1筆の土地の境であることから、次の事例を参考に境界数を決めるものとする。
- ・ 公共用財産が1筆であっても、管理者が異なる場合は、別な筆として取扱うものとする。
- ・ 認定路線等が違って、管理者が同一の場合は、筆の数で決定する。(パターン3)。

○ 境界件数の取扱い例

<p>【パターン1】</p>	<p>1件の申請で、1-1、1-2、1-3に対する境界確認が発生した場合</p> <p>・ 確認する境界の数は、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 1-1と道1 ② 1-2と道1 ③ 1-3と道1 ④ 1-1と水2 ⑤ 1-2と水2 <p>で、5境界となる。</p> <p>・ 手数料は、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 道路分3境界で750円 ② 水路分2境界で500円 <p>となる。</p>
<p>【パターン2】</p>	<p>1件の申請で、1-1、1-2、1-3に対する境界確認が発生した場合</p> <p>・ 確認する境界の数は、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 1-1と道1 ② 1-2と道1 ③ 1-3と道1 ④ 1-1と道2 ⑤ 1-2と道2 <p>で、5境界となる。</p> <p>・ 手数料は、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 道路分5境界で1250円 <p>となる。</p>
<p>【パターン3】 (道1の管理者が同一の場合)</p>	<p>1件の申請で、1-1、1-2、1-3に対する境界確認が発生した場合</p> <p>・ 確認する境界の数は、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 1-1と道1 (○) ② 1-2と道1 (△) ③ 1-3と道1 (□) <p>・ 手数料は、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 道路分3境界で750円 <p>となる。</p>
<p>【パターン4】 (道1の管理者が異なる場合)</p>	<p>1件の申請で、1-1、1-2、1-3に対する境界確認が発生した場合</p> <p>・ 確認する境界の数は、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 1-1と道1【市道】(○) ② 1-2と道1【市道】(△) ③ 1-3と道1【市道】(□) ④ 1-1と道1【農道】(◎) ⑤ 1-2と道1【農道】(☆) <p>・ 手数料は、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 道路【市道】分3境界で750円 ② 道路【農道】分2境界で500円

2 収入事務（その2）

土地売買契約に係る収入事務において、契約保証金が納付されていない例が認められた。

(都市復興推進課)

※ 末続防災集団移転促進事業に伴う土地売買契約について、市財務規則第136条第1項の規定に基づき、契約保証金を現金で納めさせなければならないが、売買契約書に契約保証金に係る事項が記載されておらず、また、納付もさせていなかった。

いわき市財務規則

(契約保証金)

第136条 契約権者は、契約の相手方となるべき者をして、請負代金額又は契約代金額（単価による契約にあつては、単価に予定数量を乗じて得た額）の10分の1以上の額（市有財産売却システムによる一般競争入札にあつては、当該一般競争入札に係る入札保証金の額に相当する額）の契約保証金を現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、指定金融機関又は指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証したものに限り。）で納めさせなければならない。

2～3 (略)

4 契約権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前3項の規定にかかわらず、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

(1)～(6) (略)

(7) 随意契約を締結する場合において、請負代金額又は契約代金額が50万円未満のもので、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

5 (略)

3 収入事務（その3）

使用料に係る収入事務において、指定金融機関等への払込みが遅延している例が認められた。

(都市計画課)

※ 都市計画決定事項コピー使用料として平成28年5月2日（月）に受領した現金については、市財務規則第49条の3第1項の規定に基づき、遅くとも指定金融機関等の翌営業日である同月6日（金）までに払い込まなければならなかったにもかかわらず、同月9日（月）に払い込まれていた。【類例13件あり】

いわき市財務規則

(収納金の払込み)

第49条の3 出納機関は、現金又は証券を受領したときは、その日のうちに現金等払込書（第16号様式）に当該現金又は証券を添付して指定金融機関等に払い込まなければならない。ただし、指定金融機関等の営業時間後又は休日に係るものにあつてはその翌営業日に、出張して収納したもの及び天災等の理由によりその日のうちに払い込むことができないもの

にあつては帰庁の日又はその理由の終了した日（指定金融機関等の営業時間後又は休日に帰庁し、又はその理由が終了したときはその翌営業日）に直ちにこれを払い込まなければならない。

- 2 会計管理者が指定する公所の出納員及び公所以外の分任出納員で収納金融機関が遠隔の地にある場合等においては、前項の規定にかかわらず、おおむね1週間ごとにまとめて払い込むことができる。

4 支出事務（その1）

補助金に係る支出事務において、補助金の交付決定をしているものについて支出負担行為がなされていない例が認められた。

（公園緑地課）

※ 生垣設置奨励補助金について、平成28年6月15日に交付を決定しているにもかかわらず、監査実施時点（平成28年10月12日）において、地方自治法第232条の3及び市財務規則第63条第1項の規定に基づく支出負担行為がなされていなかった。

地方自治法

（支出負担行為）

第232条の3 普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。

いわき市財務規則

（支出負担行為の整理区分）

第63条 支出負担行為権者が、支出負担行為をする場合における支出負担行為として整理する時期、支出負担行為として会計管理者の確認を受ける時期、支出負担行為の範囲及び支出負担行為に必要なおもな書類は、別表第3に定めるとおりとする。

別表第3（第63条関係）

支出負担行為の整理区分（節区分）

節の区分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為として出納機関の確認を受ける時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要なおもな書類	摘要
19 負担金、補助及び交付金	交付又は支出決定のとき	支出命令を発したとき	交付又は支出する額	申請書 指令書案 内訳書交付又は支出する関係書類積算の基礎を明らかにした書類ただし、工事請負契約に類するものにあつては、このほか工事請負費に必要なおもな書類の例による。	
	請求のあつたとき	（略）			

5 支出事務（その2）

補助金の交付事務において、補助金交付要綱が整備されていない。

（公園緑地課）

※ 緑の少年団活動補助金の交付に係る事務については、市補助金等交付規則を事務処理根拠として交付決定を行っているが、補助金等の交付にあたっては、公平性や透明性の確保を図る観点から、同規則に定めるもののほか、要綱において、補助事業の目的、補助限度額、補助率及び具体的な手続等を明確に定める必要があるものの、個別の補助金交付要綱が整備されていない。

補助金見直し指針（総務部総務課／平成25年2月策定）

（抜粋）4～5ページ

5 交付基準

補助金の適切な執行を図るため、新たな補助金の創設や既存補助金の見直しを行う場合の統一的な交付基準を次のとおり定めます。

(1)～(6) (略)

(7) 補助金の交付要綱の制定

補助金を交付する場合は、個別の交付要綱を制定することとします。また、すでに交付要綱が制定されている場合においても、公平性や透明性を高める観点から、補助対象事業や補助対象経費等を明確化するなど、必要な見直しを行います。

(8) (略)

6 契約事務

契約事務において、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要な措置が講じられていない例が認められた。

（公園緑地課）

※ 豊間地区津波防災公園事業業務委託に係る契約事務について、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条第3項に定める「契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、契約等の相手方が排除措置対象者に該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等」の必要な措置が講じられていなかった。

なお、次の契約についても、同様の例が認められた。

- ・ 21世紀の森公園災害時拠点施設新築工事監理委託

いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 契約等 次に掲げる契約又は指定をいう。

ア 建設工事又は製造の請負に係る契約

イ 測量又は設計に係る委託契約

- ウ 工事用原材料の購入に係る契約
- エ 役務の提供に係る委託契約
- オ 物品の購入、借入れ若しくは売払い又は修繕に係る契約
- カ 公有財産の売払い又は貸付けに係る契約
- キ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定(2)～(7)（略）

（契約等からの暴力団等の排除）

第3条 その者又はその役員等が次の各号のいずれかに該当する者として警察等関係機関が確認した契約等の相手方については、次条から第7条までに定めるところにより、市の契約等から排除するための措置を講ずるものとする。

- (1) 暴力団等と認められる者
- (2) 暴力団等に対する資金の供給、便宜の供与等を行い、暴力団等の維持運営を図るために協力し、又は関与していると認められる者
- (3) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加える目的をもって暴力団の威力又は暴力団等を利用していると認められる者

（契約からの排除措置）

第4条 一般競争入札又は指名競争入札の方法により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加する者に必要な資格について、前条の規定により市の契約等から排除する措置の対象となる者（以下「排除措置対象者」という。）に該当しないことを要件とするものとする。

- 2 随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、その所有する不動産を購入する必要がある等やむを得ない事由がある場合を除き、排除措置対象者と契約を締結しないようにするものとする。
- 3 契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、当該契約が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等必要な措置をとるものとする。
 - (1) 契約等の相手方が排除措置対象者であること。
 - (2) 公有財産の売払い又は貸付けに係る物件が暴力団の事務所等の用途に使用されていること。

○ 契約等からの暴力団等の排除について（概要資料）（財政部契約課策定）

（一部抜粋）

5 入札・契約時の事務処理について

今後において、各部署で入札・契約事務等を行う場合には、仕様説明又は仕様等資料配布時に、排除措置の対象となる者については入札等に参加できないことを明示（※1）し、また、契約締結の際には、契約期間中において相手方が暴力団等であることが判明した際の契約解除条項を契約書に記載（※2）するようにしてください。

※1 入札参加排除規定の文言等については、「いわき市工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱」又は「いわき市物品購入等に係る指名競争入札への参加資格、指名の基準等に関する要綱」の改正後の規定等を参考にしてください。

※2 契約解除条項の規定文言等については、「いわき市工事請負契約約款」又は「いわき市物件供給契約約款」の改正後の規定等を参考にしてください。

○ いわき市暴力団排除条例（平成24年7月5日いわき市条例第41号）抜粋

（目的）

第1条 この条例は、暴力団が市民生活及び社会経済活動に多大な脅威を与え、市民の人権を脅かしている状況に鑑み、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関し施策の基本となる事項及び暴力団の排除のために講ずべき措置を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第3条 暴力団の排除は、暴力団が市民生活及び社会経済活動に不当な影響を与える存在であることを社会全体で認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、市、市民等、県、関係市町村及び関係団体による相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（次条第1項において「基本理念」という。）にのっとり、暴力団の排除に関する施策を策定し、及び推進するものとする。

2 市は、暴力団の排除に関する施策の推進に当たっては、市民等、県、関係市町村及び関係団体との連携に努めるものとする。

（公共工事等における措置）

第9条 市は、公共工事、給付金（補助金その他の相当の反対給付を受けないものをいう。以下この条において同じ。）の交付その他の市の事務又は事業の実施において、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとならないよう、暴力団員又は社会的非難関係者の公共工事に係る契約及び当該契約の下請に係る契約の相手方からの除外、給付金の交付の相手方からの除外その他の暴力団の排除のために必要な措置を講ずるものとする。

<意見又は要望とする事項>

1 いわき市土地開発公社の今後のあり方について

いわき市土地開発公社（以下「公社」という。）は、昭和49年に市の全額出資によって設立され、以来、市などからの要請に基づく公共用地や公用地等の先行取得事業をはじめ、直営事業である工業団地等の造成事業などの実施を通して、本市の社会資本の整備拡充に貢献してきたところである。

しかし、昨今における全国の土地開発公社をみると、国の平成26年度統計では、土地取得総面積が10年前と比較して約70%減少するとともに、組織数についても約43%減少している実態が明らかとなっており、土地開発公社に求められる役割が、社会経済情勢の変化とともに縮小傾向にあることが窺える。

これらの傾向は本市においても例外ではなく、今年度の公社事業については、受託事業、直営事業ともに1事業のみとなっている。それらの進捗状況をみると、受託事業については、平成22年度から先行取得していた「小名浜港背後地整備事業用地取得事業」用地に係る市の買戻しが、平成28年5月をもって終了したことにより、事業は今年度で完了している。また、直営事業については、「中央台高久地区住宅用地造成事業」用地を平成20年度に取得したものの、東日本大震災の発生に伴い、平成23年5月から応急仮設住宅用地として福島県に貸与しているため、未だ造成時期の見通しが立っていない状況にある。さらに、現時点では受託、直営ともに新たな事業計画は見込まれていないということである。

これまでも、公社においては、平成14年度から職員の直接雇用を廃止し、市職員が兼務するなどの経営強化に向けた取組みを行ってきたところであるが、次年度以降の業務量等を勘案した場合、今後における公社の役割について見直しを行う時期にきているものと思料する。

このことから、公社業務の健全な運営の指導監督を担う都市建設部においては、公社業務を兼務している市職員の事務負担の状況やその効果も加味しつつ、公社を存続させることのメリットとデメリットについて十分に検証を行い、その結果が効率的な事務事業の執行と効果的な市政運営に反映されるよう期待するものである。

(都市計画課)

2 いわき市津波被災住宅再建事業補助金制度の見直しについて

いわき市津波被災住宅再建事業補助金制度については、東日本大震災の津波により被災した住宅の再建を支援するため、福島県の復興支援交付金を活用し、平成25年8月の創設以降、住宅の建設や購入に係る金融機関からの借入金の利子相当額をはじめ、購入した宅地等の嵩上げ工事に要した経費などに対し、補助金を交付している。また、平成27年3月から支援内容を拡充し、住宅用地の購入に係る借入金の利子相当額や、被災者の親族が住宅の再建を行う場合も支援の対象としている。

制度創設時においては、利用世帯数を2,315世帯、補助額を約59億円と見込んでいたが、平成27年度末までの利用世帯数は348世帯となっており、当初の見込世帯数の約15%、補助額においても見込額の約6.4%に留まっている。

このような現状を分析するため、都市建設部では、本年7月に、当該制度の対象者と見込まれる被災者に対して意向調査（回答901世帯）を行ったところであるが、その結果をみると、182世帯が既に当該制度を活用せずに住宅を再建しており、また、最終年度の平成32年度までに再建を予定している世帯数は124世帯であることが分かった。さらに、半数以上の世帯が当該制度を認知していない実態や、被災者が抱える課題として、資金面をあげる世帯が最も高い割合を示していることも判明した。

今後における被災者の動向については、市内各地区で実施している震災復興土地区画整理事業に係る宅地の引渡しが、平成29年度までに順次完了し、再建に向けた動きが活発化してくると予想されることから、当該制度の役割は益々重要になってくるものと思料される。

このようなことから、都市建設部においては、今回の意向調査結果を十分に検証するとともに、当該制度と同様に被災者の再建支援を目的とした「防災集団移転促進事業」に係る補助制度との整合性を図りつつ、必要とされる支援策を関係機関と協議しながら弾力的に見直すことなどにより、被災者の安定的な生活基盤の形成に資する制度として活用の促進を図るよう望むものである。

(住まい政策課)